

令和8年度 地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画認定支援業務委託 仕様書

1 業務の名称

令和8年度 地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画認定支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、「那須塩原市生物多様性地域戦略」に掲げるネイチャーポジティブの実現に向け、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）」に基づく「増進活動実施計画」の認定申請を目指す企業・団体等に対して専門的かつ包括的な支援を実施し、市内の土地を活動区域として設定する増進活動実施計画認定数（自然共生サイト）の増加を図ることを目的とする。

また、本事業を通じて得られた知見や認定事例を広く発信・波及させることで、同様の活動を希望する他の企業・団体等の参画を促し、同戦略が掲げる地域全体のネイチャーポジティブ活動の機運醸成と活発化に資することを旨とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

4 提案上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 業務内容

本委託業務の受託者は、支援の対象となる者（以下「被支援者」という。）に対して、以下の支援を実施すること。

なお、被支援者は、市内の土地を活動区域として増進活動実施計画を申請する意思がある企業・団体等とし、市が別途公募し決定する。

※被支援者数は、本プロポーザルの企画提案による（最低2者以上）。

(1) 現状把握（動植物調査）支援

被支援者が申請しようとする場所における生物多様性の現状把握に向けた支援を行う。増進活動実施計画策定を前提とし、四季のうち最低1季以上の動植物調査（植物種、昆虫類、両生類・爬虫類、鳥類、哺乳類等）を実施し、動植物リストを作成すること。また、被支援者と共に現地確認等を行うこと。

(2) 目標設定支援

(1)の結果を踏まえ、増進活動実施計画策定に向け、当該区域における生物多様性の維持・回復・創出に向けた目標設定の支援（具体的な助言等）を行うこと。

(3) 活動内容設定支援

目標達成に必要な具体的な保全活動の内容、手法、実施時期等について、専門的な見地から助言を行うこと。

(4) モニタリング計画作成支援

設定した目標及び活動内容に基づき、増進活動実施計画策定に必要なモニタリング計画の作成支援を行う。被支援者に対し、モニタリング対象や場所、調査手法、実施時期・頻度等について具体的な提案・助言を行うこと。

また、申請者自らがモニタリング調査を実施できるようにするための半日程度の技能実習を行うこと。

(5) 増進活動実施計画作成（申請）支援

(1)から(4)までで得られた情報等をもとに、申請地（活動区域）の生物多様性の価値について整理し、「増進活動実施計画」の各種申請書類の記載内容や添付資料の作成に関する具体的な助言・支援を行うこと。

※申請書類への具体的な記載事項や必要な添付資料の整備に関しては、環境省の「地域生物多様性増進活動の手引き」等の関連資料を十分に活用した上で、被支援者に対して的確な助言を行うこと。

(6) 市及び被支援者との打合せ及び各種資料作成

本業務を円滑に進めるため、市及び被支援者との打合せを適宜実施する（対面またはWEB形式）。また、受託者は打合せに必要な資料及び記録を作成し、市へ共有すること。

(7) 結果のとりまとめ及び業務報告書の作成

(1)から(6)までの支援結果についてとりまとめを行い、業務報告書を作成すること。

6 成果品

成果品は、那須塩原市環境戦略部ネイチャーポジティブ課に納品すること。

- (1) 「5 業務内容」の(7)で作成した業務報告書（A4版） 2部
- (2) 「5 業務内容」の(7)で作成した業務報告書の電子データ 1式
※市が指定する電子メールアドレス等に提出する。データ形式はMicrosoft Word等の編集可能な形式及びPDFとする。
- (3) 委託業務において収集した情報（動植物リスト、調査時の写真等）及び各種作成計画のデータ 1式

7 支払条件

精算払い（1回）

8 その他

- (1) 履行期間中に、本業務の実施に支障をきたすような事態が生じた場合、業務内容等について市及び受託者で協議する。
- (2) 本業務に関する所有権、著作権は原則として市に帰属するものとする。他者の知的財産権等を侵害しないよう十分注意し、問題が生じた場合は受託者の責任において対処すること。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た事項及び情報等を、履行期間後も含めて、市の承諾なしに第三者に提供してはならない（個人情報保護法等の遵守を含む）。
- (4) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、専門的な調査等の一部について、事前に市の承諾を得た場合はこの限りではない。